

# 当会と東京都は 「震災時における民間賃貸住宅の提供に 関する協定」を締結致しました！

2015年7月14日、当会と東京都は「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結致しました。全国では29番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

東京都は約1,346万人の人口を抱える大都市であり、首都直下地震が発生した際には、建物被害は約30万4,300棟、人的被害は約15万7,300人と想定されています。

このように、大きな被害が想定されていますが、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

## 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

東京都都市整備局を甲とし、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく応急仮設住宅の供給として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の供給に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災が発生し、災害救助法が適用された場合において、乙に対し、応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成27年7月14日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自の1通を保有する。

平成27年7月14日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
甲 東京都都市整備局

局長 安井 順

東京都中央区八重洲二丁目1番5号  
乙 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 川口 雄一郎

## 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書

平成27年7月14日付けで締結した、震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（以下「協定」という。）第4条に基づき、東京都都市整備局（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力者の登録及び情報提供）

第2条 乙は、協定第3条により、震災時に速やかに甲の要請に応えるため、震災時に賃貸住宅の提供に協力する乙の会員（以下「協力者」という。）の登録を行うものとし、甲にその旨通知する。協力者の登録内容に変更が生じた場合も同様とする。  
2 乙は、甲に対して協力者等に関する必要な情報を適宜提供する。

（震災時の連絡体制）

第3条 甲は、乙と協力して震災時における甲乙間の連絡体制を整備し、定期的に相互に確認する。  
2 乙は、震災時における乙の支部及び協力者等との間の連絡体制を整備するとともに、その内容について甲に報告する。

（契約の方法）

第4条 協定第3条により乙から情報提供のあった民間賃貸住宅を、甲が応急仮設住宅として活用する場合は、甲が契約当事者として当該住宅の賃貸人の地位にあるもの（以下「貸主」という。）と賃貸借契約を締結する。  
2 乙は、前項の甲が貸主と締結する賃貸借契約に係る事務手続を協力者等に代行させるとともに、その連絡調整を行うものとする。  
3 甲は、前項の事務手続に係る費用を、乙を経由して協力者等へ支払う。また、連絡調整に係る費用を乙に支払う。  
4 甲が支払う前項の費用の額は、別紙に定める額とする。

（契約の期間）

第5条 前条第1項の賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。

（賃料）

第6条 第4条第1項の賃貸借契約に係る賃料は、別紙に定める限度額の範囲内で近傍同種の家賃の額とする。  
2 前項の賃料の額は、震災により周辺の家賃に変動がある場合にも、震災前の近傍同種の家賃の額を原則とする。

（応急仮設住宅の基準）

第7条 甲が、貸主から提供を受ける応急仮設住宅の規模、構造、設備等の基準は、別紙に定めるとりとする。